

科学技術政策推進に係る隘路調査

A. 優秀な外国人研究者を日本に 惹きつける制度の実現

目 次

1	優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現	A-1
	(1) 目的	A-1
	(2) 調査内容	A-1
2	海外における在留資格（査証）取得の手続き	A-2
	(1) 日本及び諸外国の就労査証	A-2
	(2) 日本及び諸外国の査証の更新および変更手続き	A-14
	(3) 高度人材獲得のために各国が設けた特例制度	A-19
3	留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用	A-25
	(1) 日本及び諸外国の留学生に認められた就労範囲の把握	A-25
	(2) 日本及び諸外国の TA、RA 制度の運用状況	A-27
4	留学生の卒業後の日本での就職状況について	A-29
5	総括	A-31

1 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現

(1) 目的

少子高齢化と人口減少を迎える我が国にとって、世界の優秀な外国人研究者を我が国に集め、様々な知的活動の中で自らの才能を発揮してもらうことが必要である。同時に、優秀な外国人研究者と我が国の研究者が切磋琢磨しあい、相乗効果を上げることが重要である。そこで、優れた外国人研究者を我が国に惹きつけるために、諸外国の制度や取り組みを調査し、今後の課題や改善点について整理することを目的とする。

(2) 調査内容

調査は、主に海外における在留資格（査証）取得の手続きと留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用について、および留学生の卒業後の日本での就職状況について行う。そして、この3テーマに対し以下に示す項目について調査する。

海外における在留資格（査証）取得の手続き

- (1) 諸外国の就労査証
- (2) 諸外国の査証の更新および変更手続き
- (3) 高度人材獲得のために各国が設けた特例制度

留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用について

- (1) 諸外国の留学生に認められた就労範囲の把握
- (2) 諸外国の TA、RA 制度の運用状況

留学生の卒業後の日本での就職状況について

2 海外における在留資格（査証）取得の手続き

本章では、以下の(1)、(2)、(3)の構成によって海外における在留資格取得の手続きについて調査結果を纏める。(1) 諸外国の就労査証では、研究者が出身国以外で就労を行う際に必要となる手続き、および手続きに要する期間や郵送申請・電子申請の有無を、米国、イギリス、フランス、ドイツについて調べ纏める。(2) 諸外国の査証の更新および変更手続きでは、その手続きの流れを、米国、イギリス、フランス、オーストラリアについて調べ纏める。(3) 高度人材獲得のために各国が設けた特例制度では、各国が優秀な外国人研究者を自国に惹きつけるために実施している入国管理制度や査証制度の改善例を纏める。

(1) 日本及び諸外国の就労査証

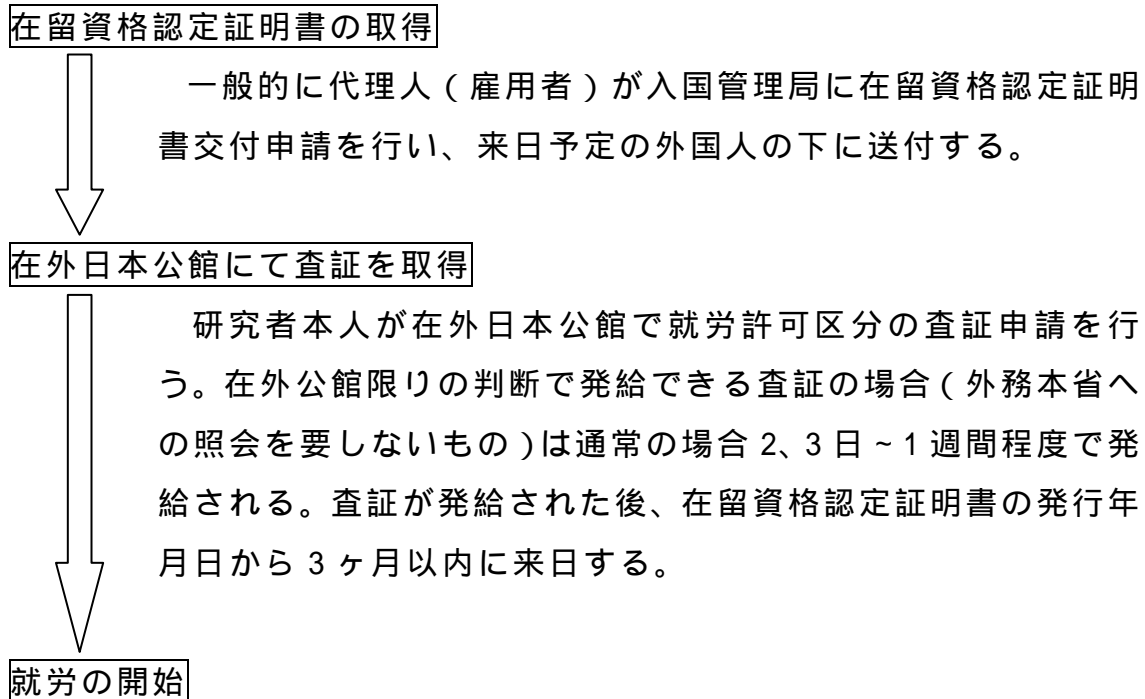
日本、米国、イギリス、フランス、ドイツにおいて外国人研究者が出身国以外で就労を行う際に必要となる手続き、およびその手続きに要する期間や郵送申請・電子申請を整理し示す。

日本

日本における就労査証は 10 種類あり、この中で外国人研究者が取得するのは、教授、研究、技術、企業内転勤および特定活動のいずれかである。これらは 1 年または 3 年の在留期間で発給される（なお、平成 18 年の入管法改正によって、「特定活動」の在留期間は、最長 5 年に伸張された）。日本での就労査証の申請手続きを示す¹。

¹ 外務省 HP : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/annai/index.html>

図表 1 日本での就労査証の申請手続き



図表 2 日本における就業査証

査証区分	対応する在留資格 (在留期間)	本邦において行うことができる活動
就業査証	投資・経営 (3年又は1年)	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)
	法律・会計業務 (3年又は1年)	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
	医療 (3年又は1年)	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
	研究 (3年又は1年)	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)
	教育 (3年又は1年)	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
	技術 (3年又は1年)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
	人文知識・国際業務 (3年又は1年)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び障壁の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
	企業内転勤 (3年又は1年)	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
	興行 (1年、6月又は3月)	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)
	技能 (3年又は1年)	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

(出典) 外務省 HP

米国

< 米国査証について >

ニューヨーク・テロ事件の反省を背景に、2002年4月、米国移民局は移民法の改正を実施した。これによって、日本人が査証を申請する場合には、緊急時を除き、その手続きを日本で行なうことが必要となった。（改正前は、カナダやメキシコなどの在外米国大使館での申請も可能であった。）査証は入国許可申請証明を意味し、滞在期間は入国審査官により決定される。このために、有効な査証を所持していても、入国審査官によって入国を拒否されることもある。また、入国後は入国審査官に渡された I-94（出入国記録カード）に記載されている期限まで米国に滞在することができる。

滞在資格の変更と更新、滞在延長は米国の移民法管理強化の方策により、米国内での手続きが原則不可となった。また滞在延長は、正当な理由がある場合のみ移民局で手続きできるが、許可条件と成否は滞在資格によって異なる。

< 米国の就労査証 >

米国の移民ビザには家族スポンサービザと就労目的ビザ、非移民ビザには A～V ビザが存在する。その内、広範囲な労働ビザは H ビザであり、さらにこの H ビザは 4 種類に分類される。図表 2 に H ビザの種類を纏め示す。

図表 3 H ビザの種類

H1 ビザ	H1A : 外国人看護師 H1B : 専門的な職業に関わる外国人(特殊技能職)
H2 ビザ	H2A : 短期の季節農業労働者 H2B : それ以外の短期労働者
H3 ビザ	一般的な職業訓練受講者、特殊教育者になるための交換プログラムで入国する外国人
H4 ビザ	上記ビザ取得者の家族(配偶者および 21 才未満の子供) ただし、このビザの取得者は米国内での就労は不可

(参考) 米国移民局資料から作成

この中の最も一般的な H-1B ビザの特徴は、

有効期限 3 年（最長 6 年まで延長可能）

米国雇用者の下で就労が可能。

学士以上の学位、またはそれに代わる実務経験が必要。また短大卒の場合は最低 6 年、高卒の場合は最低 12 年の実務経験が必要。

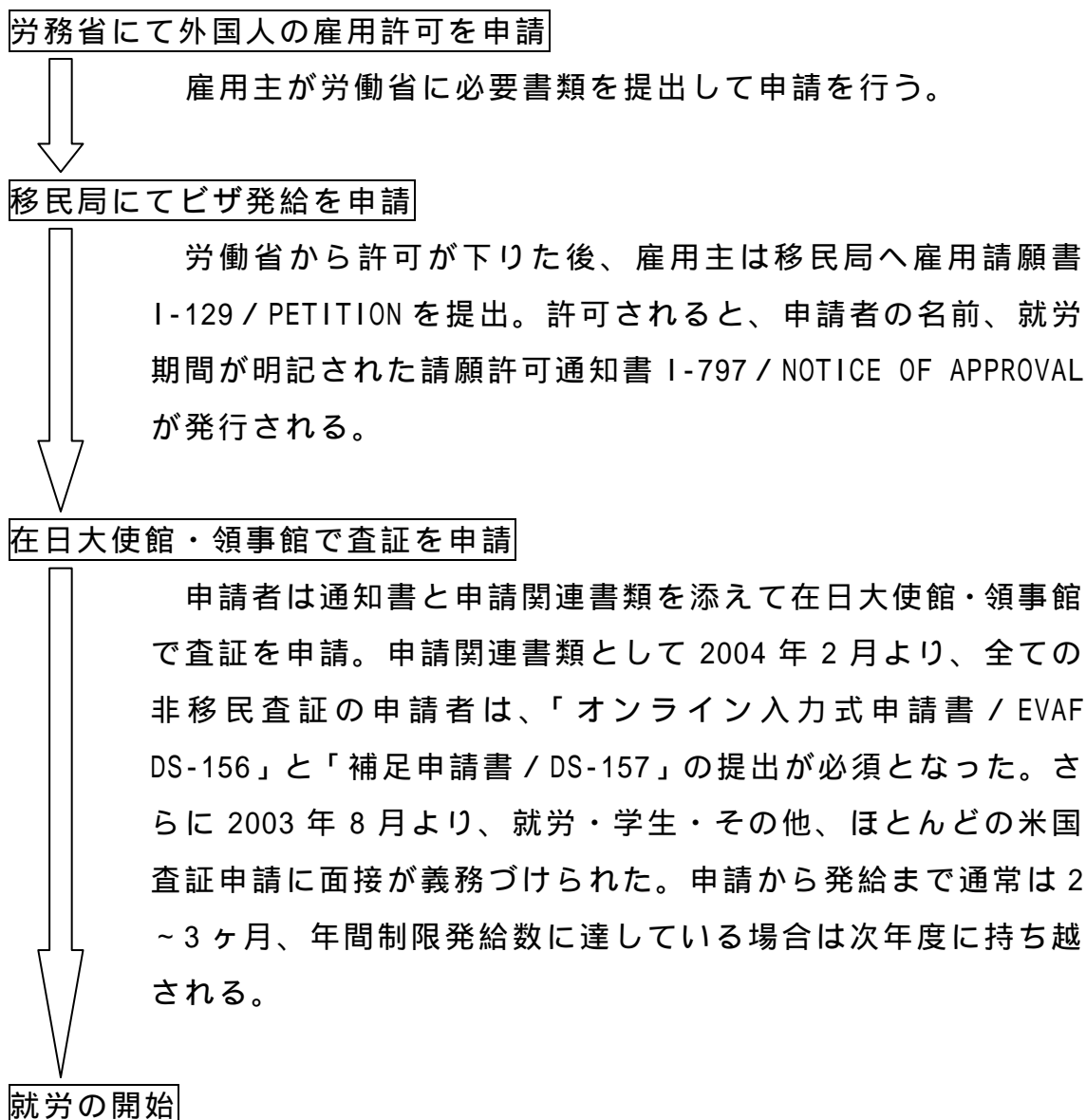
取得に当たっては、労働省から労働許可を取得しなければならず、移民法に基づき、同ビザ発給件数が制限される。

となっており、外国人研究者が取得するビザもこの H-1B ビザである。H-1B ビザは、年間の発給件数が制限されているため、その年の発給件数に達してしまうと、次の 10 月まで申請できなくなってしまい大きな問題となっていた。このため、向こう 3 年間の H-1B 発給数を年間 19 万 5 千件にする案に、クリントン大統領(当時)が 2000 年 10 月 17 日に署名し、発給件数が増やされることとなった。しかし、ニューヨーク・テロ事件の影響を受けて 2003 年より、H-1B ビザの発行上限が改めて 6 万 5 千人に大幅に削減され、ビザ発給の手続きと審査も年々厳しくなっている。年度の始まりは 10 月 1 日、受付開始は例年 4 月 1 日であるが、年々上限に達するまでの期間が早まり、2006 年は 5 月末に受付終了となる程である。なお、修士号以上の申請者への発給に関しては、優遇策として、2005 年より年間 2 万人の拡大措置が実施されており、毎年 4 月 1 日より受付が開始されるが、これについても 7 月頃には上限に達し終了する状況である。また、別途に年間発給制限から免除される特例措置もあり、以下に該当する人は上限に達した後も申請が可能となる。

- ・ H-1B を既に所持し、延長や改正申請する人、転職または重複就労希望者。
- ・ 過去 6 年間に H-1B 保持経験があり、1 年以上米国から出国していない人。
- ・ 高等学校以上の教育機関、または関連提携関係のある非営利団体・非営利リサーチ組織、あるいは政府リサーチ組織がスポンサーの場合。
- ・ 2 年間の母国居住条件から免除を得ている J-1 査証所持の医師。

以上が、H-1B ビザの特徴である。以下に H-1B ビザの取得手続きを示す。

図表 4 米国での就労査証（H-1B ビザ）の申請手続き



H-1B ビザの取得手続きにおける特徴は、実際に申請を行うのは発給を受ける本人ではなく、雇用者であるという点である。そのため、発給を受ける当人は、雇用者に指定された書類を準備すれば、特に煩雑な手続きに悩まされることもない。

イギリス

図表 5 イギリスでの就労査証の申請手続き

労働許可証の取得

労働許可証は雇用主が労働省に申請する。必要書類は申請書、雇用主の監査済み会計報告書または年次報告書、学歴・経歴証明書、前勤務先の推薦状、求人広告などで EU 圏内の適任者が見つからなかったことを証明する書類など。申請して 3~6 ヶ月で許可証が雇用主に送られ、雇用主はそれを申請者（被雇用主）へ送る。労働許可証の発給料は 153 ポンドとなっている。

就労用エントリー・クリアランスの取得

2003 年 11 月より、6 ヶ月以上の就労者は在日英国大使館にて就労用エントリー・クリアランスの申請取得が必要となる。必要書類は、VAF1 タイプの申請用紙・写真 2 枚・労働許可証の原本とコピー。ケースにより面接が実施される場合がある。

就労の開始

< 労働許可証の種類 >

労働許可証には以下に示す 3 種類がある。フルワークとキーワーカー・パーミットは、転職や失業の場合は無効となる。年齢は 23~54 歳に限られる。配偶者の滞在許可は、本人と同期間与えられると共に就労も認められる。また人員不足の業種では発給審査が緩和されることもある。

フルワーク・パーミット / full work permit

有効期間は最長 5 年間であり、延長可能である。その取得条件を以下に示す。（下記いずれかの該当が必要。申請は簡素・優遇化される）

・イギリスの現地法人・支店・駐在員事務所に勤務する役員・上級職

またはキャリアを伸ばすのが目的の一般社員（大卒、1年以上の職務経験と半年以上の勤務実績が必要）

- ・ EEA 欧州経済圏に適格者がいない役員レベルのポスト就任者。
- ・ EEA 欧州経済圏に適格者が少ないと認められる職種に就く人。
- ・ イギリスに 25 万ドル以上の投資を行う企業の担当推進者。
- ・ 人員が不足している職種（Shortage Occupations）に就く人。

キーワーカー・パーミット / key worker permit

有効期間は最長 3 年間（延長期間も含まれる）であり、適格な資格経験の証明や前勤務先の推薦状（レターヘッド用紙使用・英文翻訳）などが必要となる。その取得条件を以下に示す。（いずれかの該当が必要）

- ・ 一般的キーワーカー / EEA 欧州経済圏内では見つけにくい特殊能力を持っている人。
- ・ 言語・文化キーワーカー / EEA 圏外の言語文化の知識を生かせる人。
通訳翻訳、文化紹介など。
- ・ ホテル・飲食業キーワーカー / ホテルやレストラン運営の専門ポスト、調理長など。

トレイニー・パーミット / TWES Permit

トレイニー・パーミットは、職業研修用(Training)と体験就職用(Work Experience)の 2 種類に分かれ、職業研修用は通常 2~3 年、体験就職用は通常 1~2 年間の労働許可が取得できる。場合により最長 6 年までの労働許可も可能だが、延長は不可。学生査証からの切り替え変更は可能。トレイニー・パーミットは申請要件を満たせば比較的簡単に取得できるものの、期間終了後は出国することが条件となっている。その取得条件を以下に示す。

Training Permit の取得条件

下記いずれかの該当が必要。

- ・ 英国でトレーニングを受け、プロまたはスペシャリストとしての資格取得をめざす大卒資格のある人。

- ・日本企業の新卒雇用者で、英国内の小会社や支店で適切なトレーニングを実施する場合。
- ・大学で学んだ専攻分野に関連した職種の場合。

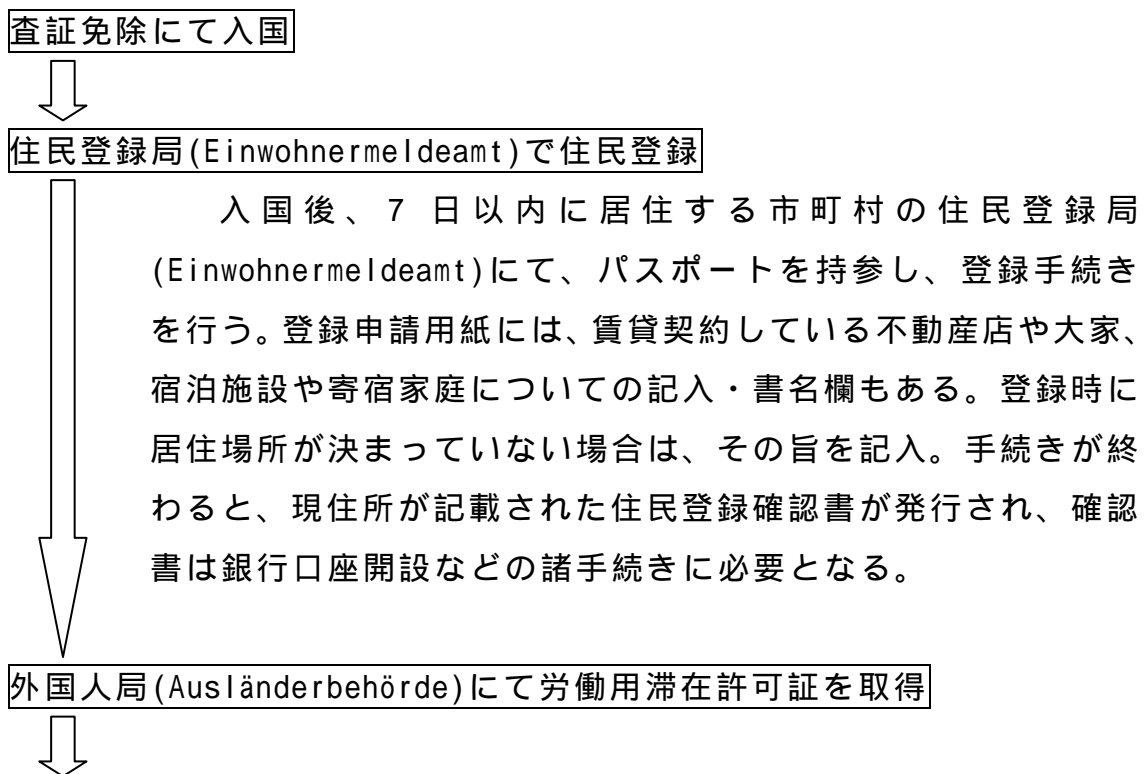
Work Experience の取得条件

下記いずれかの該当が必要。

- ・日本の本社または小会社・支店に採用されて6ヶ月以上で職務体験が必要な人。
- ・雇用省からイギリス国内労働者を優先的に雇用する必要の無い職種であることが認定された場合。
- ・日本とイギリスの雇用者間に交換制度がある場合。
- ・希望職種に関連する職業経験や資格を有する場合。

ドイツ

図表 6 ドイツでの就労査証の申請手続き²



² ドイツ大使館 HP : http://www.tokyo.diplo.de/Vertretung/tokyo/ja/01/Visabestimmungen/Seite_visum_aufenthalt.html

就労の開始

< 労働許可証の種類 >

通常認められる期間は初年度が 1 年、以降 1~2 年毎の更新が必要。雇用される場合、労働契約書・雇用証明書を提出すると、不法滞在歴・犯罪歴がなければ容易に発給されるが、明記された職種での労働に限定され、雇用主が変わると無効となる。

< 滞在許可と労働許可の統合制度が実施 >

2005 年 1 月、滞在許可と労働許可が統合簡素化。従来、労働用滞在許可証と労働許可証の両方が必要だったが、労働局の労働許可 (Arbeitsgenehmigung) は不要になった。これは 2003 年に見送られた「滞在許可と労働許可」の一本化政策が復活実施されたためである。

フランス

図表 7 フランスでの就労査証の申請手続き

在日大使館にて労働査証を取得

有効期間は 3 ヶ月である。在日大使館申請後、本国での審査が行なわれるため、結果が出るまで約 3 ヶ月かかる。

労働者用の滞在許可証の申請

入国後 8 日以内に管轄の県庁もしくは警察署にて行う。労働者用の滞在許可証の期限は、原則 1 年であるが以下に示す方法で、最長 10 年まで可能。

就労の開始

< 就職（雇用）の許可要件 >

就職の許可を得るためには以下の要件を満たしていることが、必要と

なる。

- ・ 大学や同等教育の教員、またはフランス国立社会研究所や同等の研究者。
- ・ フランス人では代行できない職種。
- ・ 一般企業の管理職者。原則的に月額 3500 ユーロ以上の給与を得ることが条件。日本食調理師など専門職の場合も管理職として採用されなければ許可されない。
- ・ 会議通訳者。
- ・ OECD 加盟国（日本は加盟）の外国人で、13 年間の継続的フランス滞在を証明できる人。

< 滞在許可証の種類 >

フランスの滞在許可証には以下の 2 種類があり、その取得条件は異なっている。以下にその条件を纏める。

臨時滞在許可証（Carte de Séjour）

臨時滞在許可書は給与所得者・ビジター・学生・その他に身分が分かれ、各種労働許可が含まれているものもある。手続きは居住地の県庁または警察署の Accueil des Etrangers にて行う。また査証免除からの申請は、婚姻など特例の場合を除き認められていない。更新手続きは、期限が切れる 2 ヶ月前より、手続き可能である。（労働許可が含まれる滞在許可証を取得すると商業手帳が発行されるが、日本を含めた OECD 加盟国の外国人は 2004 年より商業手帳の所持が免除されている。）

労働用滞在許可

「通常労働許可・AT」と「学生対象の一時労働許可」など。通常労働許可の有効期間は 1 年間である。雇用契約が維持されていれば 1 年毎に更新が可能である。また、有効期間内は自由に転職することができる。転職しても労働許可は維持される。学生用一時労働許可は週 19.5 時間、月 84.5 時間、年 885 時間の労働時間制限が付いている。雇用誓約書、臨時滞在許可証、学生証のコピーをそろえて

労働管理局に申請する。在籍校が高等教育機関であり、セキュリテ・ソシアル（健康保険）の学生保険機構に加入していることが必要となる。

自由職業者・フリーランス用滞在許可

通訳・翻訳家、ファッションデザイナー、カメラマンなどの職種が対象。許可条件はフランス語能力があること、フランスの職業専門学校を卒業していること、安定収入を得るだけの能力を証明できること、など。

給与所得者は対象外である。収入が一定額に満たない場合は、査証の更新はできない。また、一定額以上の年収がある場合は、半額程度が税金徴収される。

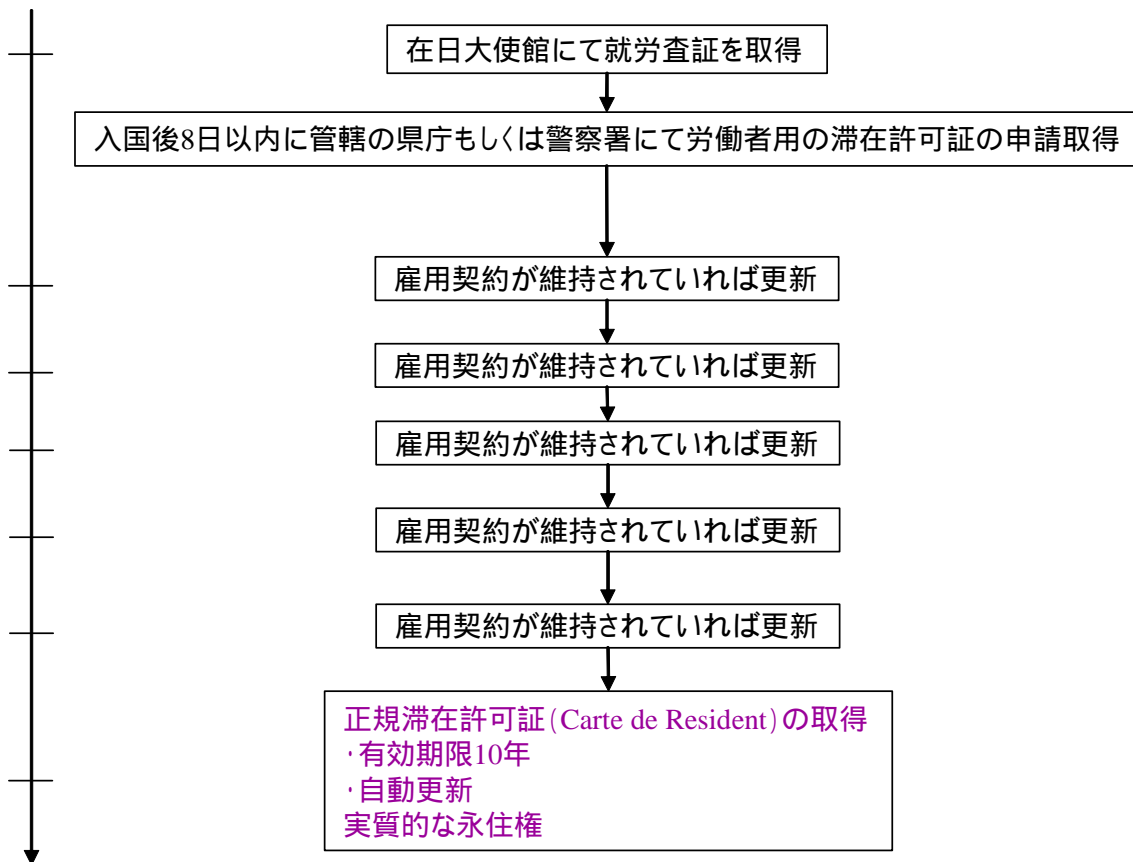
正規滞在許可証（Carte de Résident）

正規滞在許可証は、10年カードとよばれる実質的な永住権である。これを取得すれば滞在・労働・商業の自由な活動が許可される。10年ごとに更新が必要となるが、問題なければ自動更新される。申請対象者は以下の条件を満たす者である。

- ・通常労働許可証を取得し、更新によって5年間を経た人（6年目に申請可能）
- ・フランス人の配偶者で婚姻実績が1年以上あり、現在も婚姻関係にある人
- ・フランス国籍を有する子供の親で、フランスに住んでいる人
- ・同許可書所持者の配偶者
- ・15年以上、または合法的に10年以上（10年間の学生滞在を除く）のフランス滞在を証明できる外国人

フランスでは臨時滞在許可証からスタートし、更新を繰り返すことにより実質的な永住権（正規滞在許可証）を取得することが可能である。その流れを図に示した。

図表 8 フランスの永住権（正規滞在許可証）取得の流れ



日本及び諸外国の就労査証：まとめ

日本と米国やイギリスの就労査証の有効期限を比較すると、日本の一般的な就労査証（在留資格）の在留期間が最長で3年であるのに対し、米国であれば最長6年、イギリスであれば最長5年と1回の申請で許可される就労期間に大きな違いがあることがわかる。一方で、ドイツやフランスでは、原則就労査証の有効期限は1年であるので、大きな違いは見られない。

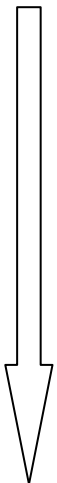
(2) 日本及び諸外国の査証の更新および変更手続き

日本

日本での在留資格の更新手続きを以下に示す^{3,4}。申請は在留期間の満了する日以前（6ヶ月以上の在留期間を有する者にあたっては在留期間の満了する2ヶ月前から）から行う。

図表 9 日本での査証更新までの流れ

地方入国管理官署に必要書類を提出



提出先は住居地域を管轄する地方入国管理官署でよい。また申請は、申請者本人の他に、申請人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員や、申請人が研修若しくは教育を受けている機関の職員、さらには外国人の円滑な受入れを図ることを目的として民法第34条の規定により主務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員などが代理で行うことも可能である。

許可が下りれば更新

更新の際には、手数料として4000円の収入印紙が必要となる。また、審査期間は早ければ2週間程度であるが、混み具合などにより3ヶ月程度かかることもある。

米国

米国移民局はニューヨーク・テロ事件の反省を背景に、2004年7月から、移民法を改正した。改正は、ビザの申請と更新に関する項目で、そ

³ 法務省 HP : <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

⁴ (財)新潟県国際交流協会 HP : <http://www.niigata-ia.or.jp/japanese/3spo-info/02info-one/one02sikaku.htm>

れぞれ以下の変更があった^{5,6,7}。

申請：「公用（A）ビザ又は国際機関（G）ビザの申請者」及び「80歳以上又は13歳以下の申請者」を除くすべてのビザ申請者には、面接及び指紋情報の読み取りが義務づけられることとなった。

更新：これまで行われていた「米国国務省へのパスポート郵送によるビザ更新手続」が中止となった。この結果、現在米国に滞在中であり、今後ビザ更新を希望する者は、（a）大前提としていったん母国に帰国して母国に所在する米国在外公館で申請するか、その代替として（b）隣国（カナダ又はメキシコ）に赴いて、隣国所在の米国在外公館において申請することとなった。

外国人留学生・外国人雇用者共に、米国国内での査証更新が行えなくなった。そのため、母国に戻るか、隣国のカナダ・メキシコで更新を行わなければならない、当然郵送申請や電子申請は行えない。これは、日本の更新手続きよりも遥かに厳しいといえる。

< H-1B ビザの更新 >

H-1B ビザの更新にも、面接及び生体情報読み取りを義務づけられることになった。そのため、更新の手続きは以下に示す通りである。

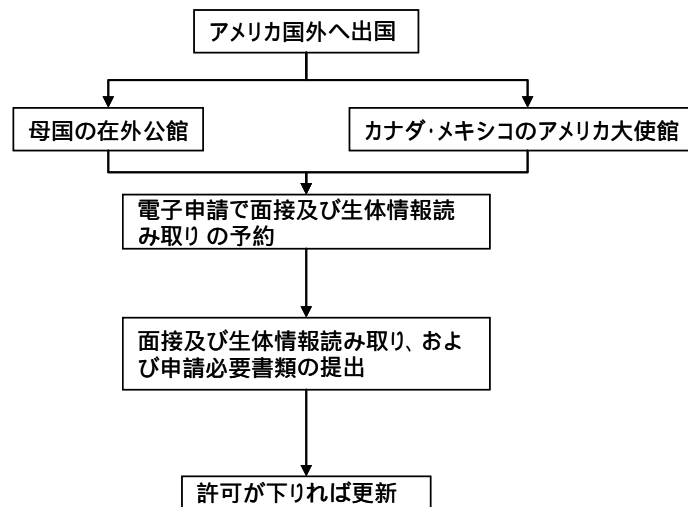
⁵外務省のウェブサイト：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_visa.html

⁶米国国務省のウェブサイト：<http://www.state.gov/travel/>

⁷米国国土安全保障省のウェブサイト：<http://www.dhs.gov/index.shtm>

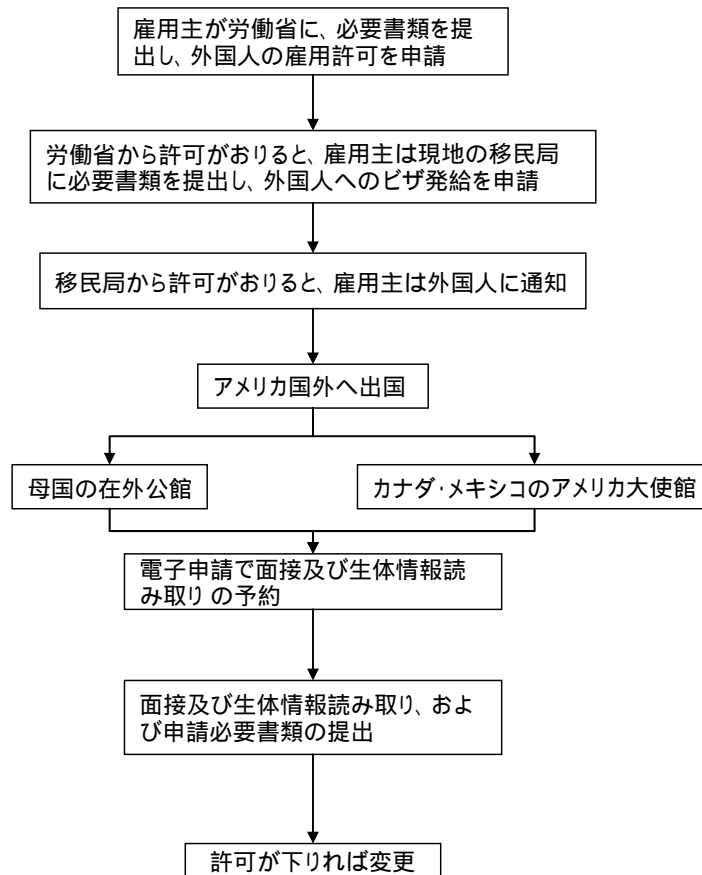
図表 10 アメリカでの査証（H-1B ビザ）更新までの流れ



< F1 ビザから H-1B ビザへの切り替え >

H1-B の申請は、H1-B ビザの就労開始希望日の 6 ヶ月前から可能。審査期間は約 3 ヶ月程度。通常はプラクティカル・トレーニング中に申請するが、もし査証有効期間中に結果が出ない場合は、結果が出るまで滞在許可がでる。また切り替え申請に関してはやはり、面接及び生体情報読み取りを義務づけられるため、以下の手順を踏む必要がある。

図表 11 F1 ビザから H-1B ビザへの切り替え



イギリス

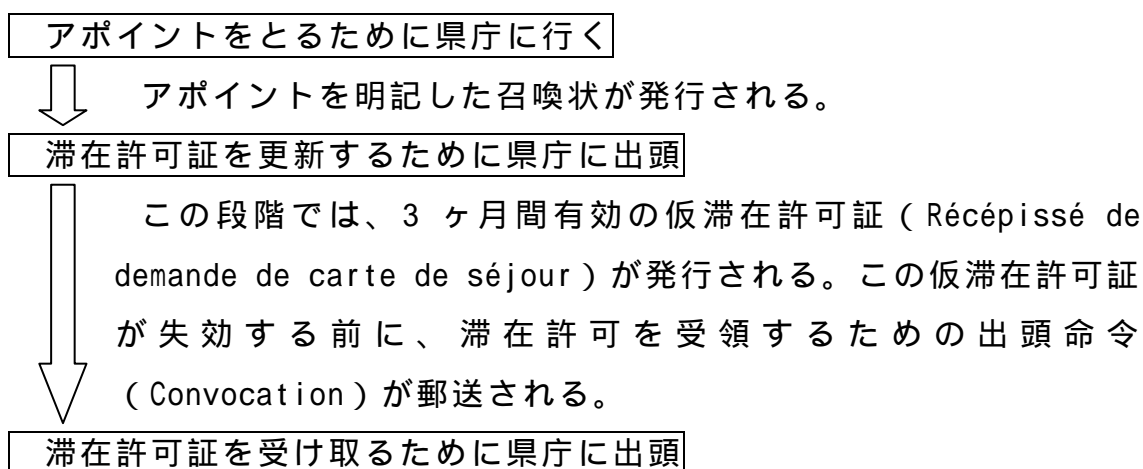
イギリスでのビザ更新はイギリス国内で行うことができ、郵送でも窓口でも可能である。手順としては、必要書類を揃えてホームオフィスの窓口に持参するか、郵送によって行う。窓口で行うと、その場で新しいビザが発行され、郵送だと1ヵ月半から2ヶ月程度かかる。費用は窓口で行うと500ポンドかかり、郵送で行うと250ポンドである。イギリスでのビザ更新料金は、高額なことで知られている。また、郵送の場合の費用は窓口の半額だが、パスポート紛失等のトラブル例も知られている⁸。

⁸<http://www.ukjnetwork.com/visa/extension.htm>

フランス

フランスでの滞在許可証の更新には、3 回の出頭が必要となる。そのため、郵送・電子申請は行われていない。更新に必要な手続きを下図に示す^{9,10}。

図表 12 フランスでの査証更新までの流れ



オーストラリア

オーストラリアでは、ビザの新規申請や延長がオンラインで利用可能。オーストラリア移民局 DIMIA (The Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs) の Online Applications から英語で行う。ただし、クレジットカードを持っていない場合は、申請料の支払いができないため、電子申請が利用できない^{11,12}。

⁹ 在仏日本人大使館 HP :

<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/sitsumon/taizaikyoka.html>

¹⁰<http://home.catv.ne.jp/dd/suzukimk/visa1.htm>

¹¹Online Applications : http://www.immi.gov.au/e_visa/index.htm

¹²DIMIA : <http://www.immi.gov.au/index.htm>

日本及び諸外国の査証の更新および変更手続き：まとめ

査証の更新に関しては、日本と米国を比較すると、現在の米国では必ず国外にて更新の申請を行わなければならないため、日本よりも手続きが煩雑である。また、日本とフランスを比較しても、フランスでの手続きは日本よりも出頭回数が1回多いため、手続きが煩雑である。一方、イギリスやオーストラリアでは、郵送申請や電子申請が利用できるため、直接窓口に出向く必要はない。(但し、イギリスの郵送申請は必ずしも評判が芳しくない面もある。)

(3) 高度人材獲得のために各国が設けた特例制度

高度人材獲得のための代表的な特例制度としては、「労働市場テスト」、「数量割当」、「受け入れ範囲による調整」、「ポイント制」がある。米国、イギリス、ドイツにおける各国の外国人高度人材受け入れ制度の概要を表に纏め、以下に示す¹³。

図表 13 外国人高度人材の受け入れ制度

受け入れ調整の方法		特定の業種別、職種別の受け入れ	能力別（職業に関連した学歴、資格、経験年数等）の受け入れ
量に着目した調整	労働市場テスト (国内労働市場において求人が充足しなかったことを証明すること等を要件に受け入れ)	独 労働許可 専門的・技術的分野等	英 労働許可 大卒以上又は全国職業資格のレベル3以上に相当する能力
	数量割当 (全体の受け入れ人数の上限をあらかじめ定めておき、これに達した場合には受け入れ不可)	米 H-1B 専門職	独 グリーンカード IT技術者 米 H-1B(専門職) 学士以上

¹³平成 14 年厚生労働省 外国人雇用研究会資料から作成

質に着目した調整	受け入れ範囲による調整 (一定の基準を満たした場合には、数的な制限なく受け入れ)	日 在留資格制度 専門的・技術的分野	日 在留資格制度 大卒程度以上等
	ポイント制 (判断に必要な要素をポイント化して一定以上のポイントを得た者を受け入れ)	-	英 高度技能労働者 例外的に高度な技能・経験を有する労働者 独 長期滞在希望者 (新移民法) 一定の学歴、資格、職業経験

(出典) 平成 14 年厚生労働省 外国人雇用研究会資料

< 労働市場テスト >

国内労働市場において、求人が充足しなかったことを証明すること等を要件に受け入れを行う制度。イギリスとドイツで採用されている。以下に、両国の特徴を示す。

図表 14 労働市場テストの概要

	イギリス	ドイツ
採用例	大卒以上又は全国職業資格のレベル 3 以上に相当する能力	専門的・技術的分野等
制度の目的及び趣旨(どのようなねらいで当該制度を導入しているのか)	国内労働者で充足できない高度な技能・経験を要する職種について外国人労働者を受け入れ。	ドイツ人又はドイツ人と同等の扱いを受ける労働者では充足しない分野への対応。
運用(現実にどのように運用されているのか)	労働者の能力については、大卒以上の学歴、もしくは全国職業資格(NVQ)のレベル 3 以上の資格プラス 3 年以上の業務経験等の要件を充たさなければならない。労働市場テストは、事業主が 4 週間求人広告を行い、国内労働者(永住外国人を含む)によって求人が満たされなかったことを示す。なお、政府が経済団体と協議して決定した「人手不足職業」(IT 技術者、医師、看護師、教師等)については、労働市場テストは不要。労働許	専門的・技術的分野の労働者その他省令で定める区分(職種・業種・国籍等)の労働者が対象。連邦雇用庁に所属する公共職業安定所が 4 週間、ドイツ人又はドイツ人と同等の扱いを受ける労働者が投入可能かについて求人審査。特別な知識を持った高等教育機関の教員・研究者等一部の職種については労働許可が不要(したがって労働市場テストも不要)で、滞在許可のみで就労できる。

		可は就労先と職種を指定して発給され、変更には許可が必要(職種変更の場合は改めて労働市場テストを行う)。労働許可延長時には労働市場テストは不要。
利点	各国共通	・ 国内労働市場に配慮した外国人労働者の受け入れを行うことができる。
	個別	学歴や全国職業資格制度による能力判定は、客観的で迅速な判定が可能。事業主負担による労働市場テストは、行政側の審査コストを軽減。
問題点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内労働市場の状況を確認するために著しい行政コストと時間がかかる。 ・ 一般的に、既に国内に在留している外国人労働者は労働市場テストの対象とならないため、長期的には国内労働市場の需給状況を反映しなくなる。 ・ 短期的な労働市場の需給状況で受け入れを決めるため、雇用環境改善や生産性向上等の努力を十分行わない事業主も労働力を確保でき、産業構造の高度化を阻害するおそれがある。
	個別	<p>主要職種を網羅する NVQ 制度（及び外国資格との対応表一覧）という基盤がなければ迅速な判定は困難。労働許可延長時には労働市場テストは不要なので、長期に滞在する外国人労働者は必ずしも労働市場の需給状況を反映していない。</p> <p>全ての分野について労働市場テストを実施することは、滞在許可制度との調整の面からも非常に困難。実態として、労働許可制度は多くの例外を有しており、二国間協定や労働許可不要職種による受け入れとの組み合わせによって、滞在許可との整合性が図られている。</p>

(出典) 平成 14 年厚生労働省 外国人雇用研究会資料

< 数量割当 >

全体の受け入れ人数の上限をあらかじめ定めておき、これに達した場合には受け入れ不可とする制度。米国とドイツで採用されている。以下に、両国の特徴を示す。

図表 15 数量割り当て制度の概要

		米国	ドイツ
採用例		専門職、学士以上	専門的・技術的分野等
制度の目的及び趣旨（どのようなねらいで当該制度を導入しているのか）		国内労働者の雇用を確保しつつ、労働力不足分野に外国人労働者を受け入れ。	IT技術者の不足に対応（2005年までに25万人の専門家を供給することが目標とされている）
運用（現実にどのように運用されているのか）		H-1Bについては、申請する分野で学士以上の学位が必要。申請する職業が免許を必要とする場合には、その免許が必要。受け入れ枠は、H-1Bは年間65,000人（2001～03年度のみ年間195,000人）、H-1Cは年間500人となっている。受け入れ枠の設定は、状況の変化や各種の要望を考慮し法令等により変更する。	IT分野で大卒程度以上の学歴を有すること、もしくは年収が10万マルク以上であることの証明が必要。労働許可証（いわゆるグリーンカード）の発給数は2万。なお、人数枠の設定は、労働市場における不足状況を見て連邦政府と情報通信企業の団体との合意により決定される。国内労働市場状況の確認期間は1週間未満で、実質的に労働市場テストは免除されている。
利点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者受け入れが国内に及ぼす様々な影響を大枠として制御しやすい。 目標が明確であり、目標管理を行いやすい。 産業別、職種別に枠を設定して雇用・労働政策と組み合わせることができる。 	
	個別	-	短期間に数多くのIT技術者を受け入れることが可能になった。
問題点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 全体としての受け入れ枠を設定しただけでは、国内労働市場の状況に配慮しにくい。 産業別、職種別に受け入れ枠を設定する場合、あまり細かな設定は困難。 分野ごとに受け入れ枠を設定した場合、運用の実効性を担保するための行政コストが大きい。 	
	個別	-	2年間で2万人の枠を充足するほどの受け入れは行われなかった。

（出典）平成14年厚生労働省 外国人雇用研究会資料

< 受け入れ範囲による調整 >

一定の基準を満たした場合には、数的な制限なく外国人を受け入れる制度。日本で採用されている。以下に、両国の特徴を示す。

図表 16 受け入れ範囲による調整の概要

		日本
採用例		在留資格制度：専門的・技術的分野、大卒程度以上
制度の目的及び趣旨 (どのようなねらいで当該制度を導入しているのか)		専門的・技術的分野の外国人労働者の円滑な受け入れ。
運用(現実にどのように運用されているのか)		大学卒業(もしくは同等の教育)以上又は10年以上の実務経験を有する場合等に受け入れ。労働市場テストは不要。入管法別表に定める活動(職種)を行う者について、省令等により定める基準に当てはまる場合に入国・在留を許可。
利点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れられる外国人労働者の範囲を詳細に定めることができる。 審査に当たり、国内労働市場の状況や外国人労働者の受け入れ状況を勘案する必要がないので、行政コストが比較的小さい。
	個別	いわゆる職能リストを有する国に比べ、在留資格と能力に厳密な関連性を持たせていないため、比較的柔軟な運用が可能。
問題点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 数量に制限がないために、国内労働市場の状況等に配慮した受け入れが困難である。 この制度だけでは、積極的に受け入れたい人材を受け入れることはできない。 区分によっては判断基準が必ずしも明確でなく、申請に必要な資料が膨大になるなど申請者の負担が大きくなる場合がある。
	個別	-

(出典)平成14年厚生労働省 外国人雇用研究会資料

< ポイント制 >

受け入れに当たり必要な要素をポイント化し、一定以上のポイントを

得た場合に入国・在留を認める制度。イギリス、ドイツで採用されている。以下に、両国の特徴を示す。

図表 17 ポイント制の概要

		イギリス	ドイツ
採用例		英 高度技能労働者：例外的に高度な技能・経験を有する労働者	長期滞在希望者（新移民法）：一定の学歴、資格、職業経験
制度の目的及び趣旨（どのようなねらいで当該制度を導入しているのか）		例外的に高度な技能・経験を持った労働者の受け入れを促進する。	将来の労働力人口の減少に備えて、職業能力の高い外国人労働者を選んで受け入れる。
運用（現実にどのように運用されているのか）		「学歴」「職歴」「母国での収入」「申請分野における実績」について審査。一般開業医は50点加算される（受け入れ促進のため）。最高点205点（開業医の加算50点を含む）のうち、最低75点が必要。	職業上の資格、能力をポイント制により評価。
利点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 多様な事項を考慮した上での総合的な判断を下すことができる。 申請者である外国人労働者にとって、あらかじめある程度の許可可能性を予測しやすい。 判断基準が明確であるため、不許可時のトラブルが生じにくい。 	
	個別	労働許可と異なり、就職先が決まらないうちから入国することができる。	-
問題点	各国共通	<ul style="list-style-type: none"> 何に比重を置いて受け入れを判断するのか、配点に対する基本的スタンスを別途決めておく必要がある。 異なる要素を一律に点数化することは、本来は困難であり、政治的影響を受けるおそれがある。 ボーダーライン上に同点の申請者が集中した場合の選定のための基準を別途決めておく必要がある。 	
	個別	-	-

（出典）平成14年厚生労働省 外国人雇用研究会資料

3 留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用

(1) 日本及び諸外国の留学生に認められた就労範囲の把握

留学生に認められる就労範囲は、国により異なっている。大きく分けて、以下の 3 パターンに分類される。

就学査証のみで、学内・学外の就労が可能

就学査証で、学内のみ就労が可能

就学査証 + 就労査証を取得することで、学内・学外就労が可能
今回調査対象とした、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、カナダは上記の 3 パターンと下表の対応関係にある。

図表 18 留学生に認められる就労範囲のパターン

	日本	米国	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
パターン						or

日本

勉学に支障を及ぼさない範囲において、アルバイトとしての就労活動を行うことを希望するときは、事前に地方入国管理局や出張所へ申請し、資格外活動の許可を受ける必要がある。(大学等を通じて包括的資格外活動許可申請を行うこともできる。) 許可が下りると、1 週について 14 時間以内(教育機関の長期休業期間にあっては、1 日につき 8 時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が可能となる¹⁴。

米国

米国では F-1 ビザを取得することで、以下に示す就労資格を得ること

¹⁴ 入国管理局 HP : <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

ができる。

キャンパス内、あるいは学校にサービスを提供している企業での就労
経済的理由により、やむを得ない就労

学業の一環として行う研修 (Curricular Practical Training)

プラクティカル・トレーニング (Optional Practical Training)

上述した 4 つの状況のうち移民局から就労許可証 (EAD) を取得しなければならないのは、経済的理由及び、プラクティカル・トレーニングによる就労の場合であり、学業の一環として行う研修の場合は、学校の留学生アドバイザー (Designated School Official) の許可のみが必要である。移民局から就労許可証 (EAD) を取得する必要はない。この場合、アドバイザーは、学生の 1-20 に就労を許可した事実と、雇用条件を記載する。キャンパス内、あるいは学校にサービスを提供している企業で就労する場合は、移民局から就労許可証 (EAD) を取得せずに、学期中は 1 週間に 20 時間、休暇期間中はフルタイムで働くことができる。

外国人留学生の就労については、米国移民局ホームページに規定が記載されている¹⁵。その他に大学のホームページでも、F1 ビザ学生の就労については記載され、案内されている場合が多い¹⁶。

イギリス

イギリスでは学生査証 (Leave to Enter as a student) を取得することで、学期中は週 20 時間まで、休暇期間は時間制限なしのアルバイトが認められている。

ドイツ

ドイツでは就学用滞在許可証を取得することで、語学学校を除く留学生は、年間 720 時間のアルバイト就労が認められ、通学期間中は週 10

¹⁵米国移民局 HP :

<http://www.uscis.gov/pub/ProPubVAP.jsp?dockey=790c96cac9f259897131086cb140e31c>

¹⁶エール大学 HP :

<http://www.lehigh.edu/~intnl/VisaInfo/f1/f1information.html>

時間（EU 国民は週 20 時間）、休暇期間中は一日 8 時間のフルタイム労働が許可される。また労働局にて更に 720 時間の労働延長申請が可能である。さらに、正当な理由が認められた場合は、企業での労働研修が認められる制度もある。

フランス

フランスでは学生査証に加えて一時労働許可を取得することで、以下に示す就労資格を得ることができる。

学生用一時労働許可は、週 19.5 時間、月 84.5 時間、年 885 時間の労働時間制限付き。

留学生のインターン制度

学生査証の一時労働許可とは別の制度。正当な理由が認められた場合に、最長 6 ヶ月以内で企業内研修労働が認められる。

カナダ

カナダでは就学許可証（Study Permit）を取得することで、公立の教育機関、または学位を授与する教育機関の就学許可証を所持している場合は、キャンパス内でのアルバイトに限り、就労許可証不要で就労することができる。それ以外の場合は、就労許可証の申請先申請が通ればキャンパス外での就労が可能となる。

(2) 日本及び諸外国の TA、RA 制度の運用状況

日本と米国の TA、RA 制度を比較すると、米国の TA 制度の特色は、その給与が高額なこと、単独で授業を行えること、養成を目的としたトレーニング内容が充実し、その養成期間が長いことが挙げられる。一方、我が国の場合には、TA は授業補助者であり、その給与も低く、養成制度も皆無という状況である。また、欧州に関しても、TA、RA 奨学金がほぼ完備されており、学生は自活できるようである。参考として米国主要大

学の TA、RA の給与を図表 8 に示す。

図表 19 各大学における Assistantship の月額給与

	スタンフォード大 学	マサチューセッツ 工科大学	カリフォルニア大 学バークレー校
TA	\$ 1468	\$ 1650	最低 \$ 1333
RA	\$ 1330	\$ 1420	最低 \$ 1149

そもそも、米国や欧州では、TA、RA 制度を単なる教授の補助ではなく、れっきとした職業と見ている。そのため、ミシガン大学やウィスコンシン大学には正式に認められた大学院生の労働組合がある。このような違いの背景には、米国では大学間の争いが非常に熾烈であることが挙げられる。大学は優秀な学生を獲得し、大学の知名度やランキングを上げることで、より多くの研究資金を得ることを目標としている。その手段の一つとして TA、RA 制度を活用しているという流れになっている。

また TA、RA 制度で得た給与は課税対象である。米国に学生ビザ(F1)で入国し、滞在期間が5年未満の留学生は、ソーシャル・セキュリティの税金を払う必要はないが、フェデラル・タックス(国税)及び、ステート・タックス(州税)を支払う必要はある。そのため、米国での TA、RA の給与は課税の対象となる。申請の流れとしては、公立図書館や郵便局に置かれる申告用紙(Tax Return Form)および説明書から必要なものを取得して行う。この申請は、1度行えば次の年からは自動的に必要書類が郵送されるようになる。

4 留学生の卒業後の日本での就職状況について

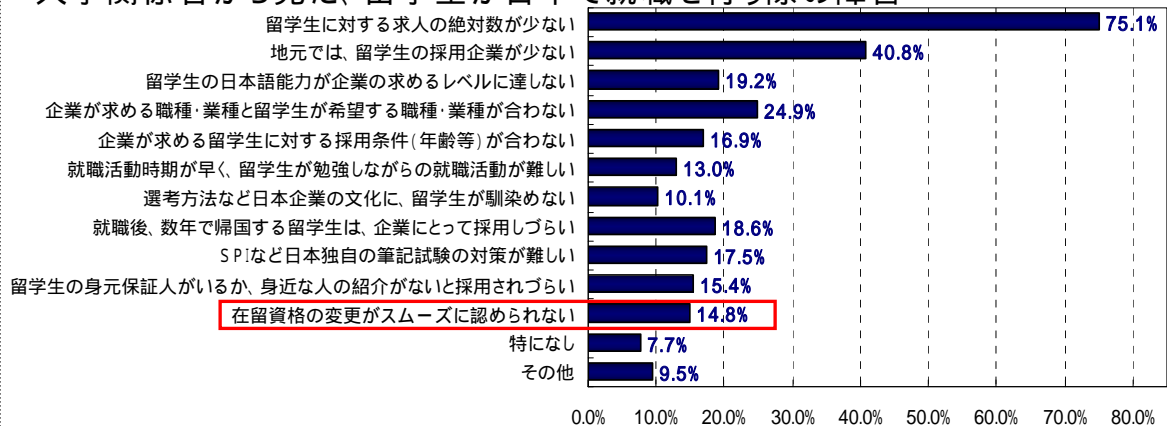
重点項目にもあるように、在留資格申請時には、留学生の卒業時の「専攻」と就職の際の「職種」の一致要件が厳格に審査される。これが外国人留学生の卒業後の日本での就職を妨げる一因となっていることは、以下に示す厚生労働省の報告書や日本経団連の資料にも述べられている^{17,18}。

図表 20 留学生の就職に関する各種資料の抜粋 1

政府に対する企業関係者の外国人留学生の就職に関連した要望

- ・ビザ申請手続きの簡略化。研修生も含め、更新手続き時にこれまでと同じ雇用主の場合は手続きを簡素化してもらいたい。（複数）
- ・住居確保の困難さへの対策。（複数）
- ・日本の大学での就学内容と就職後の職務内容との関係が在留資格申請時に厳しく問われ、幅広く人材を求めにくい。（複数）
- ・現在のような景気で、外国人留学生の問題について考える余裕がない。国内景気の回復がまず先。（複数）
- ・補助金制度。特に、中小企業にとっては、留学生に対し日本の大学生に比べ長い期間の教育が必要なので、1年程度の補助金があるとよい。（複数）
- ・開かれた就労環境作りには行政も積極的に取り組んでほしい。
- ・留学生問題に限らず、「我国の先進国の立場としての国際性」についての議論が充分でない。

大学関係者から見た、留学生が日本で就職を行う際の障害



¹⁷厚生労働省 留学生の日本における就職状況に関する調査より作成（平成 15 年度）

¹⁸日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言」（2004 年 4 月）（抄）

図表 21 留学生の就職に関する各種資料の抜粋 2

留学生の受け入れ

就労、起業への橋渡しとなる在留資格の新設

現行の入管制度では、留学生が日本での就職を希望しても、卒業時点で企業から就職内定を得ていなければ、帰国か進学かいずれかの選択を迫られる。「留学」から「就労」へ橋渡しする在留資格が存在しないことから、日本での就職機会が失われている。

日本の大学及び大学院の課程を優秀な成績で修了した留学生が、企業のインターンシップ制度のもとトレーニングを行うことを前提に1年間、在留できる在留資格を設ける。この期間は就職先を探すことに使われるが、留学生自らが起業するといった可能性を追求することにも活用できる。

在留資格変更基準の緩和

大学での「専攻」と就職時の「業種」「職種」との不一致が有る場合に変更許可が下りない例あり。

日本留学経験者への在留期間の優遇

専門的、技術的分野における受け入れの円滑化

在留資格の拡大

在留資格「技術」の要件（法務省令）である「大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験」を緩和する。情報処理技術者に対しては、法務省告示で定める情報処理技術に関する試験の合格または資格の保有を前提にこの要件が緩和されており、この要件緩和を「技術」の他の業種にも可能な限り拡大。

在留年数の延長

在留資格に関わらず、在留年数を3年 5年に延長。（独、英は5年、仏は10年）

在留資格審査手続きの簡素化

在留資格認定証明書の交付・非交付事例の公開、理由の開示

在留資格審査手続きに係る処分の簡素化・迅速化

高度人材の定住促進に向けた制度（日本版グリーンカード）創設の検討

5 総括

本調査では、「海外における在留資格（査証）取得の手続き」および「留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用について」についてそれぞれ細分化し調査を行った。本章では、国際比較の結果、特に諸外国と大きな違いが見られ、制度的な隘路であると考えられる項目を纏め、総括とする。

・海外における在留資格（査証）取得の手続き

本調査により、以下の課題が抽出された。欧米では既に査証の発行の際、優秀な外国人に対して優遇措置を講じているが、日本ではまだその制度が固まっていない。そのため、優秀な外国人研究者であっても、大部分の外国人研究者と同様の煩雑な手続きを行わなければならない。また、いくつかの国においては、外国人の在留資格延長申請が郵送や電子申請において行えるのに対し、日本は対面申請のみであり、外国人研究者を煩わせている。これらが、優秀な外国人研究者が日本に集まらない、制度的な原因の一端であると考えられる。

・留学生の「資格外活動」と TA、RA 制度運用について

欧米の TA、RA 制度は、日本と大きく異なっている。欧米では、就労査証なしに TA、RA として学内でアルバイトを行うことができる。また、TA、RA として得られる賃金も日本の TA、RA の賃金とは大きく異なり、TA、RA として得た賃金だけで生活が送れる程である。また、欧米の学生査証には、就職活動を考慮し在留期間を設定しているものもあり、この点でも日本と異なっている。これらが、優秀な外国人留学生が日本に集まらない、制度的原因の一端であると考えられる。